

○岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令

(昭和39年6月16日警察本部訓令第12号)

〔沿革〕 昭和39年10月警察本部訓令第18号、41年1月第5号、4月第8号の2、12月第15号、44年6月第15号、46年4月第8号、7月12号、47年10月第19号、48年3月第7号、49年8月第10号、51年4月第9号、53年9月第8号、54年3月第10号、55年11月第18号、56年3月第4号、7月第15号、12月第22号、57年3月第13号、58年2月第2号、59年8月第11号、60年3月第4号、12月第13号、62年1月第2号、3月第9号、平成2年8月第12号、12月第18号、3年12月第10号、4年3月第7号、11月第18号、5年7月第11号、6年5月第10号、9月第17号、10月第18号、7年3月第10号、8月第15号、10月第18号、8年5月第9号、8月第12号、12月第21号、9年1月第2号、11月第14号、10年3月第5号、4月第7号、10月第10号、11月第11号、12年3月第7号、6月第13号、11月第19号、14年1月第1号、3月第13号、5月第17号、17年6月第13号、18年5月第18号、19年11月第14号、第15号、20年2月第4号、3月第5号、5月第11号、7月第14号、10月第18号、11月第20号、12月第22号、第25号、21年3月第7号、5月第8号、第9号、11月第13号、22年2月第1号、3月第3号、23年6月第8号、24年1月第1号、3月第5号、4月第8号、25年3月第8号、26年3月第5号、5月第7号、27年5月第6号、28年3月第4号、13号、5月第15号、8月第18号、11月第20号、29年2月第2号、6月第12号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令を次のように定める。

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程(昭和38年岩手県公安委員会規程第1号)第3条の規定に基づき、部長、本部の課長、審理官(同条第3項に規定する審理官をいう。以下同じ。)、署長及び署の課長(以下これらを「部課長等」という。)に専決させる事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 部課長等は、別表第1から別表第5までに掲げる区分により専決事項を処理できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 事案が重要又は異例なとき。
- (2) 紛議を生ずるおそれがあるとき。

(報告)

第3条 部課長等は、前条の規定により専決処理したときは、定型かつ軽易なものを除き、関係書類に処理結果を添えて本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和39年6月20日から施行する。

附 則(昭和39年10月27日警察本部訓令第18号)

この訓令は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則(昭和41年1月1日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年4月1日警察本部訓令第8号の2)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月27日警察本部訓令第15号抄)

1 この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年6月10日警察本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月15日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和46年7月27日から施行する。

附 則（昭和47年10月3日警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和47年10月3日から施行する。

附 則（昭和48年3月27日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月10日警察本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年9月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項、第5条の4、第5条の5及び第9条の4の規定に係る改正規定は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月13日警察本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、第6条の2及び第7条第2号の改正規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年11月18日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和55年11月21日から施行する。

附 則（昭和56年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月7日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年7月17日から施行する。

附 則（昭和56年12月22日警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月7日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年2月7日から施行する。

附 則（昭和59年8月3日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年3月15日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和60年3月15日から施行し、改正後の第2条第1号及び第3条第1号の規定は、昭和60年2月13日から適用する。

附 則（昭和60年12月16日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年1月20日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和62年1月25日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年8月21日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成2年12月21日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年3月26日から施行する。

附 則（平成4年11月2日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成4年11月2日から施行し、平成4年11月1日から適用する。

附 則（平成5年7月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年5月9日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年10月18日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年5月21日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成8年8月26日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成8年12月10日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成9年1月28日警察本部訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成9年11月25日警察本部訓令第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第90条第2項」を「第90条第3項」に改める部分、「第90条第4項」を「第90条第6項」に改める部分及び「第90条第5項」を「第90条第7項」に改める部分に限る。）は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年4月7日警察本部訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成10年10月6日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成10年10月6日から施行する。

附 則（平成10年11月10日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の項に係る部分（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第3項並びに第7条の2第1項及び第3項に係る部分に限る。）並びにダンス教授所認定規程（昭和60年国家公安委員会告示第7号）の項及びダンス教師資格者登録規程（昭和60年国家公安委員会告示第5号）の項を削る部分については、平成10年11月10日から施行する。

附 則（平成12年3月17日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年11月21日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成14年1月15日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年1月15日から施行する。

附 則（平成14年3月27日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成17年6月7日警察本部訓令第13号）

- 1 この訓令は、平成17年6月7日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間におけるこの訓令による改正後の別表の規定の適用については、同表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項中「第51条の8第4項」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条による改正後の道路交通法（以下「改正後の法」という。）第51条の8第4項」と、「第51条の8第6項」とあるのは「改正後の法第51条の8第6項」と、「第51条の9」とあるのは「改正後の法第51条の9」と、「第51条の11第1項」とあるのは「改正後の法第51条の11第1項」と、「第51条の13第1項」とあるのは「改正後の法第51条の13第1項」とする。

附 則（平成18年5月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年11月6日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年11月6日から施行する。

附 則（平成19年11月13日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月13日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年7月23日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成20年10月1日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年1月4日から施行する。

附 則（平成20年11月18日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成20年12月24日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成20年12月24日から施行する。

附 則（平成21年3月31日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月21日警察本部訓令第8号）

1 この訓令は、平成21年5月21日から施行する。ただし、別表第4の改正規定のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）の項第101条の4第3項に係る部分以外の同法の項に係る部分及び道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程（昭和47年岩手県公安委員会規程第1号）の項第19条に係る部分については、平成21年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成21年5月31日までの間におけるこの訓令による改正後の岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令の規定の適用については、同訓令別表第4中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の道路交通法」と、「道路交通法施行規則」とあるのは「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第28号）による改正後の道路交通法施行規則」と、「運転免許に係る講習等に関する規則」とあるのは「運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第4号）による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則」と、「道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程」とあるのは「道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程（昭和47年岩手県公安委員会規程第1号）の一部を改正する規程（平成21年岩手県公安委員会規程第5号）による改正後の道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程」とする。

附 則（平成21年5月27日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成22年2月24日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成22年2月24日から施行する。

附 則（平成22年3月10日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年6月22日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年1月26日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月19日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月20日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づきされた特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る事務については、この訓令による改正後の岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令別表第2の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の項の規定の例による。

附 則（平成28年3月29日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（平成28年8月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月18日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年2月22日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月14日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 警務部関係専決事項

法令等名称	条 項	内 容	専決者			
			部 長	課 長	署 長	署課長
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条第1項	裁定の申請の受理		○	○	
	第13条第1項	裁定を行うために必要な調査等の実施		○		
	第13条第2項	裁定を行うために必要な報告の徴収		○		
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）	第19条	損害賠償を受けた場合の届出の受理		○	○	
	第20条第1項	犯罪被害者等給付金等の支給に関する処分の通知		○		
	第20条第2項	給付金支払請求書の交付		○		
	第23条第2項	添付書類の省略		○		
	第24条	書類の保存		○		
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第1条第1項	指定申請書の受理		○		
	第2条	指定の公示		○		
	第3条第1項	名称等の変更届出書の受理		○		
	第3条第3項	名称等の変更の公示		○		
	第3条第4項	指定申請書の添付書類の変更届出書の受理	○			
	第8条第1項	事業計画書等及び変更事業計画書等の受理	○			
	第8条第2項	事業報告書等の受理	○			
	第8条第3項	報告又は資料の提出要求	○			
	第9条	役員等の解任の勧告	○			
	第10条第1項	事業廃止届出書の受理	○			
	第10条第2項	指定取消申請書の受理		○		
	第11条	指定等に関する意見聴取	○			
第12条	指定取消しの公示		○			
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第6条第1項	裁定の申請の受理		○	○	
	第8条第1項	裁定を行うために必要な調査の実施		○		
	第8条第2項	裁定を行うために必要な報告の徴収		○		
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第3条第1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する処分の通知		○		
	第3条第2項	給付金支払請求書の交付		○		
	第5条	書類の保存		○		
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項	裁定の申請の受理		○		
	第10条	裁定の申請に関する援助の実施		○		
	第13条第1項	裁定を行うために必要な調査等の実施		○		
	第13条第2項	裁定を行うために必要な報告の徴収		○		
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	第10条第1項	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する処分の通知		○		
	第10条第2項	弔慰金等支払請求書の交付		○		
	第12条第2項	添付書類の省略		○		
	第13条	書類の保存		○		

行政手続法（平成5年法律第88号）	第15条第1項	聴聞の通知		○		
	第15条第3項	所在不明者に対する聴聞の公示		○		
	第17条第1項	聴聞手続への参加要求及び参加許可	○			
	第18条第1項及び第2項	文書等の閲覧の許可		○		
	第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○		
	第20条第3項	補佐人の出頭許可	○			
	第20条第6項	聴聞審理の公開		○		
	第21条第1項	陳述書等の受理		○		
	第22条第1項	聴聞の続行の期日の決定		○		
	第22条第2項	聴聞の続行の通知		○		
	第29条第1項	口頭による弁明の機会の付与		○		
	第30条	弁明の機会の付与の通知		○		
	第31条	所在不明者に対する弁明の機会の付与の通知		○		
	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第3条第1項	主宰者の指名	○		
第3条第3項		主宰者の再指名		○		
第4条第1項		聴聞時の当事者又は参加人の代理人の資格証明書の受理		○		
第4条第2項		聴聞時の当事者又は参加人の代理人の資格喪失証明書の受理		○		
第5条第1項		参加人許可申請書の受理		○		
第5条第2項		参加の許可の通知		○		
第6条第1項		補佐人出頭許可申請書の受理		○		
第6条第2項		補佐人出頭許可の通知		○		
第7条第1項		参考人の出席要求	○			
第7条第3項		参考人の出席要求の通知		○		
第9条第3項		聴聞期日又は場所の変更通知		○		
第10条第1項		文書閲覧請求書の受理		○		
第10条第2項		文書等の閲覧の日時及び場所の通知		○		
第11条第1項		提出物目録の作成（聴聞期日以外 のときに提出された場合に限る。）		○		
第11条第2項		提出物目録の写しの交付（聴聞期 日以外に提出された場合に限る。）		○		
第11条第3項		提出物の返還	○			
第12条第1項		聴聞の審理の公開の通知及び公示		○		
第19条第1項		聴聞調書等閲覧請求書の受理		○		
第19条第2項		聴聞調書等の閲覧の日時及び場所 の指定並びに当事者等に対する通知		○		
第21条第1項		弁明録取者の指名		○		
第24条第1項	弁明の機会の付与時の当事者の代 理人の資格証明書及び資格喪失届 出書の受理、提出物目録の作成、 提出物目録の写しの交付、証拠書 類等の返還並びに弁明書の受理		○			



	第24条第2項	申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更通知		○		
行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）	第15条第1項	聴聞の通知		○		
	第15条第3項	所在不明者に対する聴聞の公示		○		
	第17条第1項	聴聞手続への参加要求及び参加許可	○			
	第18条第1項及び第2項	文書等の閲覧の許可	○			
	第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○		
	第20条第3項	補佐人の出頭許可	○			
	第20条第6項	聴聞審理の公開		○		
	第21条第1項	陳述書等の受理		○		
	第22条第1項	聴聞の続行の期日の指定		○		
	第22条第2項	聴聞の続行の通知		○		
	第27条第1項	口頭による弁明の機会の付与		○	○	
	第28条	弁明の機会の付与の通知		○	○	
	第29条	所在不明者に対する弁明の機会の付与の通知		○	○	
	岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年岩手県公安委員会規則第6号）	第3条第1項	主宰者の指名	○		
第3条第3項		主宰者の再指名		○		
第4条第1項		聴聞時の当事者又は参加人の代理人の資格証明書の受理		○		
第4条第2項		聴聞時の当事者又は参加人の代理人の資格喪失証明書の受理		○		
第5条第1項		参加人許可申請書の受理		○		
第5条第2項		参加人許可の通知		○		
第6条第1項		補佐人出頭許可申請書の受理		○		
第6条第2項		補佐人出頭許可の通知		○		
第7条第1項		参考人の出頭要求	○			
第7条第2項		参考人の出頭申出書の受理		○		
第7条第3項		参考人の出席要求の通知		○		
第9条第2項		聴聞期日又は場所の変更申出書の受理		○		
第9条第3項		聴聞期日又は場所の変更通知		○		
第10条第1項		文書閲覧請求書の受理		○		
第10条第2項		文書等の閲覧の日時及び場所の通知		○		
第11条第1項		提出物目録の作成（聴聞期日以外 のときに提出された場合に限る。）		○		
第11条第2項		提出物目録の写しの交付（聴聞期 日以外のために提出された場合 に限る。）		○		
第11条第3項		提出物の返還	○			
第12条第1項		聴聞の審理の公開の通知及び公示		○		
第19条第1項		聴聞調書等閲覧請求書の受理		○		
第19条第2項		聴聞調書等の閲覧の日時及び場所 の指定並びに当事者等に対する通 知		○		
第21条第1項	弁明録取者の指名		○	○		

	第24条第1項	弁明の機会の付与時の当事者の代理人の資格証明書及び資格喪失届出書の受理、提出目録の作成、提出目録の写しの交付、証拠書類等の返還並びに弁明書の受理		○	○	
	第24条第2項	申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更通知		○	○	
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	施設占有者に対する報告又は資料の提出要求		○		
	第25条第2項	特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示要求		○		
	第26条第1項	施設占有者又は特例施設占有者に対する指示	○			
	第26条第2項	特例施設占有者に対する指示	○			
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第2項	指定申請書の受理		○		
	第28条第4項	特例施設占有者の指定の公示		○		
	第29条第1項	公示事項の変更届出の受理		○		
	第29条第2項	特例施設占有者の公示事項変更の公示		○		
	第29条第3項	指定申請添付書類の変更届出の受理		○		
	第30条第2項	特例施設占有者の指定取消しの公示		○		
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第11条第2項	総代の互選命令		○		
	第13条第1項	利害関係人参加の許可		○		
	第13条第2項	利害関係人参加の要求		○		
	第29条第1項	審査請求書等の写しの送付		○		
	第29条第2項	弁明書の提出要求		○		
	第29条第5項	弁明書の送付		○		
	第30条第1項	反論書の提出期間の設定及び受理		○		
	第30条第2項	意見書の提出期間の設定及び受理		○		
	第30条第3項	反論書及び意見書の送付		○		
	第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与		○		
	第31条第2項	審理関係人の招集		○		
	第31条第3項	補佐人出頭の許可		○		
	第31条第4項	口頭意見陳述の制限		○		
	第31条第5項	質問の許可		○		
	第32条第1項及び第2項	証拠書類等の受理		○		
	第32条第3項	証拠書類等の提出期間の設定		○		
	第33条	物件の提出要求及び留置き		○		
	第34条	参考人の陳述及び鑑定の要求		○		
	第35条第1項	検証の実施		○		
	第35条第2項	検証の実施通知		○		
	第36条	審理関係人への質問		○		
	第37条第1項及び第2項	意見聴取手続		○		
	第37条第3項	審理予定の通知		○		
	第38条第1項	提出書類等の閲覧等		○		
	第38条第2項	提出人への意見聴取		○		

	第38条第3項	閲覧日時及び場所の指定		○		
	第39条	審理手続の併合又は分離		○		
	第41条第1項	審理手続の終結		○		
	第41条第2項	再度の物件提出要求及び審理手続の終結		○		
	第41条第3項	審理手続終結の通知		○		
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第2項及び第3項	資格喪失の届出の受理		○		
覚書		他官庁からの協議、意見照会等の受理及び回答		○		

備考 審理官を指名した場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）の項及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の項の規定の適用については、専決者の欄中「課長」とあるのは「審理官」とする。

別表第2（第2条関係）

## 生活安全部関係専決事項

法令等名称	条 項	内 容	専決者			
			部 長	課 長	署 長	署課長
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第3条第1項	風俗営業の許可（不許可及び3月以内の期間を限って営む営業の許可を除く。）		○		
		風俗営業の許可（3月以内の期間を限って営む営業の許可に限る。）			○	
	第3条第2項	風俗営業許可の条件の付与及び変更		○		
	第4条第3項	災害等により廃止した風俗営業と同一の種別の風俗営業の許可（不許可を除く。）		○		
	第5条第1項	風俗営業許可申請書の受理			○	
	第5条第2項	風俗営業許可証の交付			○	
	第5条第3項	風俗営業の不許可の通知		○		
	第5条第4項	風俗営業許可証の再交付申請の受理及び再交付			○	
	第7条第1項	相続の承認（不承認を除く。）		○		
	第7条第5項	風俗営業の相続承認による許可証の書換え			○	
	第7条第6項	風俗営業の相続不承認による許可証の返納の受理				○
	第7条の2第1項	法人の合併の承認（不承認を除く。）		○		
	第7条の2第3項	法人の合併の承認による許可証の書換え			○	
	第7条の3第1項	法人の分割の承認（不承認を除く。）		○		
	第7条の3第3項	法人の分割の承認による許可証の書換え			○	
	第9条第1項	構造設備の変更承認（不承認を除く。）			○	
	第9条第3項	風俗営業の営業所の名称、管理者等及び構造設備の変更届出書の受理			○	
	第9条第4項	風俗営業の営業所の名称等の変更による許可証の書換え			○	
	第9条第5項	構造設備の変更届出書の受理			○	
	第10条第1項	風俗営業許可証の返納の受理				○
	第10条第3項	風俗営業許可証の返納の受理				○
	第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定（不認定を除く。）		○		
	第10条の2第2項	特例風俗営業者の認定申請書の受理			○	
	第10条の2第3項	特例風俗営業者の認定証の交付			○	
	第10条の2第4項	特例風俗営業者の不認定の通知			○	
	第10条の2第5項	特例風俗営業者の認定証の亡失等の届出の受理及び認定証の再交付			○	
第10条の2第7項及	特例風俗営業者の認定証の返納の			○		

び第9項	受理				
第20条第2項	遊技機の認定申請書の受理及び遊技機の認定（遊技機の不認定を除く。）		○		
第20条第4項	遊技機の検定（検定不合格の決定を除く。）		○		
第20条第10項	遊技機の増設、交替その他の変更申請書の受理及び承認			○	
	遊技機の増設等の変更不承認		○		
第24条第5項	管理者の解任勧告	○			
第24条第6項	管理者の講習の実施		○		
第25条	風俗営業者に対する指示			○	
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理			○	
第27条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理				○
	店舗型性風俗特殊営業の届出事項の変更届出書の受理			○	
第27条第4項	店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出又は変更届出に対する届出確認書の交付			○	
第29条	店舗型性風俗特殊営業者に対する指示			○	
第31条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営業停止標章のはり付け			○	
第31条第2項及び第3項	店舗型性風俗特殊営業の営業停止標章の除去申請書の受理及び標章の取除き			○	
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理			○	
第31条の2第2項	無店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理				○
	無店舗型性風俗特殊営業の変更届出書の受理			○	
第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出又は変更届出に対する届出確認書の交付			○	
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示			○	
第31条の6第1項 （同条第3項において準用する場合を含む。）	処分移送通知書の送付		○		
第31条の6第2項	処分移送通知書の受理		○		
第31条の6第3項	受付所営業の営業停止標章のはり付け			○	
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理			○	
第31条の7第2項	映像送信型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理				○
	映像送信型性風俗特殊営業の変更			○	

	届出書の受理及び営業開始届出又は変更届出に対する届出確認書の交付				
第31条の9第1項	映像送信型風俗特殊業者に対する指示			○	
第31条の11第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。)	処分移送通知書の送付		○		
第31条の11第2項	処分移送通知書の受理		○		
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業の営業開始届出書の受理			○	
第31条の12第2項	店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書の受理				○
	店舗型電話異性紹介営業の変更届出書の受理及び営業開始届出又は変更届出に対する届出確認書の交付			○	
第31条の14	店舗型電話異性紹介業者に対する指示			○	
第31条の16第1項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止標章のはり付け			○	
第31条の16第2項及び第3項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止標章の除去申請書の受理及び標章の取除き			○	
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の営業開始届出書の受理			○	
第31条の17第2項	無店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書の受理				○
	無店舗型電話異性紹介営業の変更届出書の受理及び営業開始届出又は変更届出に対する届出確認書の交付			○	
第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介業者に対する指示			○	
第31条の21第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。)	処分移送通知書の送付		○		
第31条の21第2項	処分移送通知書の受理		○		
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可（不許可及び3月以内の期間を限って営む営業の許可を除く。）		○		
	特定遊興飲食店営業の許可（3月以内の期間を限って営む営業の許可に限る。）			○	
第31条の23において準用する第3条第2項	特定遊興飲食店営業許可の条件の付与及び変更		○		
第31条の23において準用する第4条第3項	災害等により廃止した特定遊興飲食店営業の許可（不許可を除く。）		○		

第31条の23において準用する第5条第1項	特定遊興飲食店営業許可申請書の受理			○	
第31条の23において準用する第5条第2項	特定遊興飲食店営業許可証の交付			○	
第31条の23において準用する第5条第3項	特定遊興飲食店営業の不許可の通知		○		
第31条の23において準用する第5条第4項	特定遊興飲食店営業許可証の再交付申請の受理及び再交付			○	
第31条の23において準用する第7条第1項	相続の承認（不承認を除く。）		○		
第31条の23において準用する第7条第5項	特定遊興飲食店営業の相続承認による許可証の書換え			○	
第31条の23において準用する第7条第6項	特定遊興飲食店営業の相続不承認による許可証の返納の受理				○
第31条の23において準用する第7条の2第1項	法人の合併の承認（不承認を除く。）		○		
第31条の23において準用する第7条の2第3項	法人の合併の承認による許可証の書換え			○	
第31条の23において準用する第7条の3第1項	法人の分割の承認（不承認を除く。）		○		
第31条の23において準用する第7条の3第3項	法人の分割の承認による許可証の書換え			○	
第31条の23において準用する第9条第1項	構造設備の変更承認（不承認を除く。）			○	
第31条の23において準用する第9条第3項	特定遊興飲食店営業の営業所の名称、管理者等及び構造設備の変更届出書の受理			○	
第31条の23において準用する第9条第4項	特定遊興飲食店営業の営業所の名称等の変更による許可証の書換え			○	
第31条の23において準用する第9条第5項	構造設備の変更届出書の受理			○	
第31条の23において準用する第10条第1項	特定遊興飲食店営業許可証の返納の受理				○
第31条の23において準用する第10条第3項	特定遊興飲食店営業許可証の返納の受理				○
第31条の23において	特例特定遊興飲食店営業者の認定		○		

準用する第10条の2 第1項	(不認定を除く。)				
第31条の23において 準用する第10条の2 第2項	特例特定遊興飲食店営業者の認定 申請書の受理			○	
第31条の23において 準用する第10条の2 第3項	特例特定遊興飲食店営業者の認定 証の交付			○	
第31条の23において 準用する第10条の2 第4項	特例特定遊興飲食店営業者の不認 定の通知			○	
第31条の23において 準用する第10条の2 第5項	特例特定遊興飲食店営業者の認定 証の亡失等の届出の受理及び認定 証の再交付			○	
第31条の23において 準用する第10条の2 第7項及び第9項	特例特定遊興飲食店営業者の認定 証の返納の受理			○	
第31条の23において 準用する第24条第5 項	管理者の解任勧告	○			
第31条の23において 準用する第24条第6 項	管理者講習の実施		○		
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指 示			○	
第33条第1項	深夜における酒類提供飲食店営業 の営業開始届出書の受理			○	
第33条第2項	深夜における酒類提供飲食店営業 の廃止届出書及び届出事項の変更 届出書の受理			○	
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示			○	
第35条の4第1項	接客業務受託営業者等に対する指 示			○	
第35条の4第3項 (同条第5項におい て準用する場合を含 む。)	処分移送通知書の送付		○		
第35条の4第4項	処分移送通知書の受理		○		
第37条第1項	風俗営業者等に対する報告又は資 料の提出要求			○	
第37条第3項	身分証明書の交付		○	○	
第38条第5項	少年指導委員に対する研修		○		
第38条の2第1項	少年指導委員による立入り			○	
第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示			○	
第38条の2第3項	少年指導委員による立入り結果の 報告の受理			○	
第38条の2第4項	身分証明書の交付		○		
第41条第2項	聴聞の通知及び公示		○		
第41条の3第1項	国家公安委員会への報告		○		
第41条の3第2項	他の公安委員会への通報		○		
第42条	停止命令の当該営業の所轄庁への 通知		○		



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第44条第1項	風俗営業者の団体等の届出の受理		○	
	第44条第2項	風俗営業者の団体等に対する助言、指導等		○	
	第10条第2項	風俗営業許可の通知及び許可証の交付			○
	第10条第3項	風俗営業管理者証の交付			○
	第13条第1項	風俗営業の相続承認申請書の受理			○
	第14条第1項	風俗営業者たる法人の合併承認申請書の受理			○
	第15条第1項	風俗営業者たる法人の分割承認申請書の受理			○
	第16条第1項	相続等の承認の通知			○
	第16条第2項	相続等の不承認の通知			○
	第17条	風俗営業の相続等による許可証書換え申請書の受理			○
	第19条第1項	風俗営業の構造設備変更承認申請書の受理			○
	第22条	構造及び設備の変更の承認及び不承認の通知並びに許可証書換え申請書の受理			○
	第26条第2項	特例風俗営業者の認定の通知			○
	第40条第1項	管理者講習の通知		○	
	第40条第2項	管理者講習を受講しない理由書の受理			○
	第44条第2項	店舗型性風俗特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付			○
	第45条	店舗型性風俗特殊営業の届出確認書の再交付申請書の受理及び再交付			○
	第46条第1項	発見又は回復した店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理			○
	第46条第2項	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理			○
	第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付並びに届出確認書の再交付申請書の受理及び再交付			○
		無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理			○
	第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付申請書の受理及び再交付			○
		映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理			○
	第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業の届出確認書不交付通知書の交付並びに届出確認書の再交付申請書の受理及び再交付			○
		店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理			○
	第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付申請書の受理及び再			○

		交付							
		無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納の受理							○
	第78条第2項	特定遊興飲食店営業の許可の通知並びに許可証及び特定遊興飲食店営業管理者証の交付							○
	第81条	特定遊興飲食店営業の相続承認申請書の受理							○
	第82条	特定遊興飲食店業者たる法人の合併承認申請書の受理							○
	第83条	特定遊興飲食店業者たる法人の分割承認申請書の受理							○
	第84条	相続等の承認及び不承認の通知							○
	第85条	特定遊興飲食店営業の相続等による許可証書換え申請書の受理							○
	第87条	特定遊興飲食店営業の構造設備変更承認申請書の受理							○
	第90条	構造及び設備の変更の承認及び不承認の通知並びに許可証書換え申請書の受理							○
	第94条第2項	特例特定遊興飲食店業者の認定の通知							○
	第97条第3項	管理者講習の通知					○		
		管理者講習を受講しない理由書の受理						○	
少年指導委員規則（昭和60年 国家公安委員会規則第2号）	第2条第2項	少年指導委員の委嘱の公示						○	
	第8条	弁明の機会の付与等の通知及び弁明の聴取						○	
風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年 国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	風俗環境浄化協会指定申請書の受理						○	
	第2条	風俗環境浄化協会指定の公示						○	
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理						○	
	第3条第2項	名称等の変更の公示						○	
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理						○	
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理						○	
	第5条第3項	報告及び資料提出の要求						○	
	第6条	役員及び調査員の解任勧告				○			
第7条	風俗環境浄化協会の指定取消しの公示						○		
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年 国家公安委員会規則第4号）	第1条第1項	遊技機の認定申請の受理						○	
	第1条の2	認定申請に係る補正の要求						○	
	第2条第1項	認定試験の実施						○	
	第2条第3項	遊技機又は部品の提出要求						○	
	第3条第2項	遊技機の認定の通知						○	
	第3条第3項	遊技機の不認定の通知						○	
	第5条第3項	遊技機の認定の取消しの通知				○			
	第7条第1項	検定申請書の受理						○	
	第7条の2第2項	確認申請書の受理						○	
	第7条の2第3項	確認証明書の交付						○	
	第7条の2第4項	確認証明書の変更届出書の受理						○	
第7条の2第5項	廃止届出書の受理						○		

	第7条の2第7項	確認取消しの通知		○	
	第7条の3	検定申請に係る補正の要求		○	
	第8条第1項	検定試験の実施		○	
	第8条第2項	指定試験機関に対する再試験		○	
	第8条第3項	遊技機の部品の提出要求		○	
	第9条第1項	遊技機の検定適合の通知及び公示		○	
	第9条第2項	遊技機の検定不適合の通知		○	
	第11条第4項	検定取消しの通知及び公示		○	
	第11条第5項	身分証明書の交付		○	
	第12条	指定試験機関の試験事務の内容等の公示		○	
	第29条第1項	試験事務の実施		○	
	第29条第2項	試験事務の公示		○	
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項	製造所、貯蔵所、取扱所の許可による市町村長等からの通報の受理			○
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条第1項	古物商の許可（不許可を除く。）			○
	第3条第2項	古物市場主の許可（不許可を除く。）			○
	第5条第1項	許可申請書の受理			○
	第5条第2項	許可証の交付			○
	第5条第3項	許可をしない旨の通知			○
	第5条第4項	許可証の再交付			○
	第7条第1項	記載事項変更届出書の受理			○
	第7条第2項	他の公安委員会に対する通知		○	
	第7条第4項	許可証の書換え			○
	第8条第1項	許可証の返納の受理			○
	第8条第3項	許可証の返納の受理			○
	第8条の2第1項	電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公衆への閲覧		○	
	第8条の2第2項	閲覧事項に変更があった場合の補正		○	
	第10条第1項	競り売りの届出の受理			○
	第10条第2項	競り売りの届出の受理			○
	第10条の2第1項	古物競りあっせん業者の営業開始届出書の受理			○
	第10条の2第2項	古物競りあっせん業者の廃止届出等の受理			○
	第13条第4項	管理者の解任勧告	○		
	第21条の5第1項	古物競りあっせん業者の認定		○	
	第21条の6第1項	外国古物競りあっせん業者の認定		○	
	第22条第2項	身分証明書の交付		○	○
	第23条	古物商に対する指示			○
第25条第2項	聴聞の通知及び公示		○		
第27条	盗品等に関する情報の提供		○		
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第4条第1項	再交付申請書の受理			○
	第5条第6項	書換申請書の受理			○
	第6条	変更後の規約の受理			○
	第7条	返納理由書の受理			○
	第12条第1項	行商従業者証又は標章の様式の承認（不承認を除く。）		○	
	第12条第2項	承認又は承認の取消しの公示		○	

	第19条の7第1項	古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示		○		
	第19条の7第2項	古物競りあっせん業者に対する不認定の通知		○		
	第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者に係る変更届出書の受理			○	
	第19条の10第2項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消しの公示		○		
	第19条の11第1項	外国古物競りあっせん業者に係る認定申請書の受理			○	
	第19条の12	外国古物競りあっせん業者に係る認定等の通知及び公示		○		
	第19条の13第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止又は変更届出書の受理			○	
	第19条の14第2項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しの公示		○		
	第22条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理			○	
	第23条	盗品売買等防止団体に係る承認(不承認を除く。)		○		
	第24条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示		○		
	第24条第2項	盗品売買等防止団体に係る不承認の通知		○		
	第25条第1項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理			○	
	第25条第3項	盗品売買等防止団体に係る変更届出事項の公示		○		
	第25条第4項	変更後の書類の受理		○		
	第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業務規程又は情報管理規程変更の認可		○		
	第26条第1項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する事業計画書等の受理			○	
	第26条第2項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する事業報告書等の受理			○	
	第26条第3項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する報告又は資料の提出の要求		○	○	
	第27条	盗品売買等防止団体に対する是正又は改善の勧告		○		
	第28条第1項	回答業務廃止届出書の受理			○	
	第28条第3項	回答業務廃止の公示		○		
	第29条第2項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示		○		
行商従事者等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号)	第2条	承認申請書の受理			○	
	第5条	承認法人に対する資料の提出要求		○		
	第6条	作成・交付事業廃止届出の受理			○	
	第7条	承認の取消しの通知		○		
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	第17条第1項	第50条の2の特則による火薬類等の譲渡、譲受の許可			○	
	第17条第4項	第50条の2の特則による許可証の			○	

		交付				
	第17条第6項	第50条の2の特則による許可期間の決定			○	
	第17条第7項	第50条の2の特則による許可証の書換え			○	
	第17条第8項	第50条の2の特則による許可証の再交付			○	
	第19条第1項	運搬届の受理				○
		運搬証明書の交付			○	
	第19条第2項	運搬についての必要な指示			○	
	第19条第3項	運搬証明書に対する指示内容の記載			○	
	第19条第4項	運搬証明書の有効期間の決定			○	
		運搬証明書の書換え及び再交付				○
	第24条第1項	第50条の2の特則による輸入許可			○	
	第24条第3項	第50条の2の特則による輸入届の受理			○	
	第25条第1項	第50条の2の特則による消費許可			○	
	第43条第2項	立入検査員の指定及び立入検査	○	○		
	第43条第4項	身分証明書の交付	○	○		
	第45条	火薬類の運搬又は猟銃用火薬類の消費に対する緊急措置			○	
	第48条第1項	許可条件の付与			○	
	第52条第1項	知事の意見聴取に対する回答			○	
	第52条第2項	通報の受理（第17条第1項及び第3項、第25条第1項及び第3項、第27条第1項並びに第45条に係るものを除く。）	○			
		通報の受理（第17条第1項及び第3項、第25条第1項及び第3項、第27条第1項並びに第45条に係るものに限る。）			○	
	第52条第3項	緊急措置通報の受理	○			
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第2条	火薬類取締法第50条の2の特則による許可証の返納の受理				○
	第3条	運搬証明書の返納の受理				○
	第4条	他の公安委員会に対する通知及び連絡	○			
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条	譲渡許可申請書の受理			○	
	第3条第1項	譲受許可申請書の受理			○	
	第8条	譲渡許可証等の記載欄の追加			○	
	第9条第1項	輸入許可申請書の受理			○	
	第9条第3項	輸入許可書の交付			○	
	第9条第4項	輸入許可書の記載事項変更届の受理			○	
	第11条第1項	消費許可申請書の受理			○	
	第11条第2項	消費許可書の交付及び記載事項変更届の受理			○	
	第14条	台帳の登載及び整理			○	
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	営業の許可（不許可を除く。）			○	
	第3条第3項	不許可の通知			○	

	第4条第1項	営業所の移転又は管理者の新設、変更等の許可（不許可を除く。）			○		
	第4条第2項	廃業、長期休業及び記載事項の変更の届出の受理			○		
	第4条第3項	質屋の死亡の届出の受理			○		
	第8条第1項	営業許可証の交付			○		
	第8条第2項	営業許可証の書換え			○		
	第8条第3項	営業許可証の亡失等の届出の受理			○		
	第8条第4項	営業許可証の再交付			○		
	第9条第1項	営業許可証の返納の受理				○	
	第9条第2項	営業許可証の返納の受理				○	
	第9条第3項	営業許可証の返納の受理				○	
	第26条第2項	聴聞の通知及び公示		○			
	第27条第1項	他の公安委員会に対する通知		○			
	第27条第2項	他の公安委員会に対する通知		○			
質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）	第4条第1項	営業所移転許可申請書の受理			○		
	第5条	管理者の新設又は変更の許可申請書の受理			○		
	第7条第1項	休業の届出の受理			○		
	第7条第2項	休業期間延長の届出の受理			○		
	第7条第3項	営業再開の届出の受理			○		
	第8条第1項	営業内容の変更届出書の受理			○		
	第9条	質物保管設備の変更届出の受理			○		
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第12条	営業許可証の書換申請書の受理			○		
	第14条	営業許可証の再交付申請書の受理			○		
	第74条第1項	高圧ガスの製造許可等の通報の受理		○			
	武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	経済産業大臣及び知事からの諸通報の受理		○		
		第59条第5項	運搬等届出書の受理及び運搬証明書の交付		○		
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第6項	運搬に関する指示		○		
		第59条第7項	指示内容の運搬証明書への記載		○		
第59条第9項		運搬証明書書換申請の受理及び書換え		○			
第59条第10項		運搬証明書再交付申請の受理及び再交付		○			
第67条第1項		報告の徴収		○	○		
第68条第1項		立入検査員の指定及び立入検査		○	○		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	第68条第6項	身分証明書の交付		○	○		
	第50条	運搬証明書の返納の受理		○			
	第51条	他の公安委員会に対する通知及び連絡		○			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	運搬届の受理		○			
	第18条第6項	運搬に関する指示		○			
	第42条第1項	報告の徴収		○	○		
	第43条の2第1項	立入検査員の指定及び立入検査		○	○		
	第43条の2第3項	身分証明書の交付		○	○		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）	第18条	運搬届出の受理等並びに他の公安委員会に対する通知及び連絡		○			

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第4項	運搬届の交付		○		
	第3条第2項	指示書の交付		○		
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項	産業用銃砲製造等又は輸出用刀剣類製作の業に関する届出の受理			○	
	第3条第2項	産業用銃砲を使用する作業に従事する者に関する届出の受理			○	
	第3条第3項	業務上銃砲刀剣類を所持する使用人に関する届出の受理			○	
	第3条の2第2項	業務上けん銃部品を所持する使用人に関する届出の受理			○	
	第4条第1項	銃砲の所持許可（不許可を除き、ライフル銃及びけん銃の所持許可並びに初心者（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による銃砲の所持許可を受けていない者をいう。以下同じ。）に対する散弾銃及び空気銃の所持許可に限る。）	○			
				○		
					○	
	第4条第2項	所持許可の条件の付与（ライフル銃及びけん銃の所持許可並びに初心者に対する散弾銃及び空気銃の所持許可に限る。）	○			
				○		
					○	
	第4条第5項	法人の代表者等の所持許可			○	
	第4条の2第1項	所持許可の申請の受理			○	
	第4条の3第1項	認知機能検査の実施			○	
	第4条の3第2項	指定医の受診、当該医師の診断書の提出命令			○	
	第4条の4第1項	許可銃砲又は刀剣類の確認			○	
	第4条の4第2項	許可猟銃等への番号等の打刻命令		○		
	第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催		○		
	第5条の3第2項	講習修了証明書の交付		○		
	第5条の3第3項	講習修了証明書の書換又は再交付の届出の受理及び講習修了証明書の書換又は再交付			○	
	第5条の3第4項	講習会の開催に関する事務の委託		○		
第5条の4第1項	技能検定の実施		○			

第5条の4第2項	技能検定合格証明書の交付		○		
第5条の4第3項	技能検定の申請及び合格証明書の書換又は再交付の届出の受理並びに合格証明書の書換又は再交付			○	
第5条の5第1項	技能講習の開催		○		
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付		○	○	
第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換又は再交付の届出の受理及び技能講習修了証明書の書換又は再交付			○	
第5条の5第4項	技能講習に関する事務の委託		○		
第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する所持許可			○	
第6条第3項	所持許可申請の受理			○	
第7条第1項	許可証の交付又は許可事項の記載			○	
第7条第2項	許可証の書換又は再交付の届出の受理及び許可証の書換又は再交付			○	
第7条の3第2項	猟銃等の所持許可の更新（不更新を除く。）			○	
第7条の3第3項	猟銃等の許可の更新申請の受理、認知機能検査の実施、指定医の受診及び当該医師の診断書の提出命令			○	
第8条第2項	許可証の返納届及び返納の受理				○
第8条第3項	許可事項抹消届の受理及び抹消				○
第8条第4項	死亡の際の許可証返納の受理				○
第8条第5項	第6条第2項の規定により指定した期間満了前に帰国する場合の許可証返納の受理				○
第8条第7項	許可失効の際の提出命令及び仮領置			○	
第8条第8項	仮領置した銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還			○	
第8条第9項	返還請求がない場合の売却又は廃棄			○	
第8条第10項	売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第8条の2第2項	第8条第7項の提出命令を受けたけん銃の部品の提出命令及び仮領置			○	
第8条の2第3項	仮領置したけん銃部品の返還申請の受理及び返還			○	
第8条の2第4項	返還請求がない場合の売却又は廃棄並びに売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第9条第3項	猟銃等販売業者等が譲受けた猟銃等に係る許可証の返納の受理				○
第9条の2第1項	指定射撃場の指定		○		
第9条の3第1項	射撃指導員指定申請書の受理			○	
	射撃指導員の指定		○		
第9条の4第1項	教習射撃場の指定申請の受理			○	
	教習射撃場の指定	○			



第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任又は解任の届出の受理			○	
第9条の5第2項	教習資格の認定(教習資格の不認定を除き、ライフル銃及び初心者に対する散弾銃に係る認定に限る。)	○			
	教習資格の認定(教習資格の不認定並びにライフル銃及び初心者に対する散弾銃に係る認定を除く。)		○		
	教習資格認定申請の受理及び認定証の交付			○	
第9条の5第3項	教習資格認定証の返納届及び返納の受理			○	
第9条の5第4項	教習資格認定証の書換又は再交付の届出の受理及び認定証の書換又は再交付			○	
第9条の6第2項	教習用備付け銃届及び変更届の受理			○	
第9条の6第3項	教習用備付け銃への番号等の打刻命令		○		
第9条の7第3項	教習用備付け銃に係る保管の設備及び方法の改善並びに措置の命令		○		
第9条の8第3項	指定解除に伴う備付け銃の提出命令及び仮領置			○	
第9条の8第4項	仮領置した教習用備付け銃の返還申請の受理及び返還			○	
第9条の8第5項	返還請求がない場合の売却又は廃棄並びに売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第9条の9第1項	練習射撃場の指定申請の受理			○	
	練習射撃場の指定		○		
第9条の9第2項	練習射撃場指導員の選任又は解任届出の受理			○	
第9条の10第2項	練習資格認定申請の受理、認定及び認定証の交付(練習資格の不認定を除く。)			○	
第9条の10第3項	練習資格認定証の書換又は再交付の届出の受理及び認定証の書換又は再交付			○	
第9条の11第2項	練習用備付け銃への番号等の打刻命令		○		
	練習用備付け銃届及び変更届の受理、練習用備付け銃に係る危害予防上必要な保管の設備及び方法の改善並びに措置の命令			○	
第9条の12第2項	指定解除に伴う備付け銃の提出命令及び仮領置			○	
第9条の12第3項	仮領置した練習用備付け銃の返還申請の受理及び返還			○	
第9条の12第4項	返還申請がない場合の売却又は廃棄及び売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第9条の13第1項	年少射撃資格認定申請の受理			○	

	年少射撃資格の認定（不認定を除く。）		○		
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付			○	
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換又は再交付の届出の受理及び年少射撃資格認定証の書換又は再交付			○	
第9条の14第1項	年少射撃資格講習会の開催		○		
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付		○		
第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換又は再交付の届出の受理及び証明書の書換又は再交付			○	
	年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託		○		
第9条の15第2項	年少射撃資格認定証の返納の受理			○	
第9条の15第3項	死亡の際の年少射撃資格認定証返納の受理			○	
第10条の6第1項	保管状況についての報告徴収			○	
第10条の6第2項	立入検査員の指定、立入検査及び関係者に対する質問		○	○	
第10条の6第4項	身分証明書の発給		○	○	
第10条の6第6項	許可銃砲保管の設備及び方法の改善並びに措置の命令			○	
第10条の8第1項	猟銃等保管業届の受理			○	
第10条の8第2項	委託を受けて保管する猟銃等に係る保管の設備及び方法の改善並びに措置の命令			○	
第10条の8第4項	猟銃等保管業廃止届出の受理			○	
第10条の9第1項	法令違反者に対する危害予防上執るべき措置に関する指示			○	
第10条の9第2項	年少射撃資格者による法令違反に対する危害予防上取るべき措置に関する指示			○	
第11条第7項	所持許可取消し事由発生に基づく危害予防のための銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置			○	
第11条第8項	所持許可を取消した場合における同居親族等に対する当該銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置			○	
第11条第9項	所持許可が取消された銃砲刀剣類の適法所持者から返還請求の受理及び返還			○	
第11条第10項	仮領置した銃砲刀剣類の所持許可が取消されなかった場合の返還			○	
第11条第11項	返還請求がない場合の売却又は廃棄及び売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第11条の2第1項	所持許可取消し事由発生に基づくけん銃の提出命令及び仮領置の際のけん銃部品の提出命令及び仮領置			○	

第11条の2第2項	調査を行う間において保管するけん銃の仮領置の際のけん銃部品の仮領置			○	
第11条の2第3項	所持許可を取消した場合における同居の親族等に対するけん銃の提出命令及び仮領置の際のけん銃部品の提出命令及び仮領置			○	
第11条の2第4項	所持許可が取消されたけん銃の適法所持者からのけん銃部品の返還申請の受理及び返還			○	
第11条の2第5項	仮領置したけん銃の所持許可が取消されなかった場合のけん銃部品の返還			○	
第11条の2第6項	返還請求がない場合の売却又は廃棄及び売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第12条第1項	聴聞の期日等の通知及び公示		○		
第12条の3	調査のための報告徴収、医師の受診命令			○	
第13条	許可銃砲刀剣類の検査及び報告徴収			○	
第13条の2	公務所等への照会		○	○	
第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令、保管			○	
第13条の3第2項	保管に係る銃砲及び刀剣類の返還			○	
第13条の3第3項	調査のためのけん銃の提出命令の際のけん銃部品の提出命令、保管			○	
第13条の3第4項	けん銃及び当該けん銃に係るけん銃部品を保管した場合でけん銃を適法所持者に返還する際のけん銃部品の返還			○	
第14条第4項	登録通知の受理		○		
第16条第2項	登録証返納通知の受理		○		
第17条第3項	所有者変更通知の受理		○		
第18条の2第3項	製作承認通知の受理		○		
第21条の3第1項第4号	輸出用準空気銃の製造等届の受理			○	
第22条の2第1項	輸出用模造けん銃の製造等届の受理			○	
第22条の3第2項	輸出用模擬銃器の製造等届の受理			○	
第26条第2項	第26条第1項の告示がなされた際の銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置			○	
第26条第5項	第26条第1項の告示期間終了に伴う仮領置した銃砲刀剣類の返還			○	
第27条第1項	不法所持に係る銃砲刀剣類の提出命令			○	
第27条第3項	提出された銃砲刀剣類の売却又は廃棄並びに売却代金の交付及び要した費用の控除			○	
第27条の2第1項	指定射撃場、猟銃等保管業者からの業務報告徴収		○		

	第27条の2第2項	指定射撃場、猟銃等保管業者への業務及び猟銃等保管に関する立入検査及び質問			○	
	第28条の2第3項	猟銃安全指導委員への情報提供		○	○	
	第28条の2第6項	猟銃安全指導委員に対する研修		○	○	
	第29条第1項	公安委員会に対する申出の受理		○	○	
	第29条第2項	申出に対する必要な調査、適切な措置		○	○	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第2条	試験又は研究を行う場所の構造設備に係る条件の設定		○		
	第6条第1項	けん銃の許可の期間の定め	○			
		空気けん銃の許可の期間の定め			○	
	第6条第2項	芸能の公演等の許可に係る許可の期間の定め		○		
	第17条第2項	猟銃等講習会の開催日時等の公表		○		
	第20条第1項	技能検定実施の通知		○		
	第21条第1項	技能講習の実施日時等の通知		○	○	
	第24条第1項	許可期間の定め			○	
	第24条第2項	許可期間の延長			○	
	第26条第2項	教習資格認定証の有効期間の決定	○			
	第29条第1項	年少射撃資格講習会の開催日時等の公表		○		
	第35条第1項	他の公安委員会に対する確認の通知		○		
	第35条第2項	他の公安委員会に対する許可証書換えの通知		○		
	第35条第3項	他の公安委員会に対する許可証書換え又は再交付の通知		○		
	第35条第4項	他の公安委員会に対する許可証返納の通知		○		
	第35条第5項	他の公安委員会に対する許可証返納の通知		○		
第35条第6項	他の公安委員会に対する年少射撃資格認定証書換の通知		○			
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第4条第1項	銃砲刀剣類製造等届出書の受理			○	
	第4条第2項	産業用銃砲製造等事業届記載事項変更届の受理			○	
	第4条第3項	産業用銃砲製造等事業届受理書の交付			○	
	第4条第4項	産業用銃砲製造等事業廃止届の受理			○	
	第5条第1項	人命救助等に従事する者届出書の受理			○	
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書交付			○	
	第5条第3項	人命救助等に従事する者届記載事項変更届及び届出済証明書亡失等届の受理			○	
	第6条第1項	使用人届出書の受理			○	
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付			○	
	第6条第3項	使用人届記載事項変更届の受理			○	

第6条第5項	使用人届出済証明書亡失等届の受理			○	
第10条第1項第2号	必要な知識経験を有する医師の認定			○	
第12条第2項	推薦取消通知の受理			○	
第20条	猟銃等講習会受講申込書の受理			○	
第22条	講習修了証明書再交付等申請書の受理			○	
第25条	技能検定合格証明書再交付等申請書の受理			○	
第26条	技能講習受講申込書の受理			○	
第29条	技能講習修了証明書再交付等申請書の受理			○	
第30条	許可期間延長申請書の受理			○	
第32条	許可証の亡失又は記載事項の変更届の受理			○	
第33条第1項	銃砲刀剣類所持許可証書換申請書等の受理			○	
第34条	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の受理			○	
第36条第1項	新たな許可証の交付			○	
第37条	銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書の受理			○	
第38条第1項	許可事項抹消申請書の受理			○	
第40条第1項	銃砲刀剣類返還申請書の受理			○	
第44条	射撃指導員指定申請書の受理			○	
第50条	教習射撃場指定申請書の受理			○	
第54条	教習射撃場指定申請書記載事項変更届の受理			○	
第56条	教習資格認定証再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付			○	
第58条第2項	教習用備付け銃届出受理書の交付			○	
第64条	練習射撃場指定申請書の受理			○	
第68条	練習射撃場指定申請書記載事項変更届の受理			○	
第70条	練習資格認定証再交付等申請書の受理			○	
第72条	練習用備付け銃届出受理書の交付			○	
第78条	年少射撃資格認定証の亡失又は記載事項の変更届の受理			○	
第79条	年少射撃資格認定証書換申請書の受理			○	
第80条	年少射撃資格認定証再交付申請書の受理			○	
第81条	年少射撃資格講習受講申込書の受理			○	
第83条	年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書の受理			○	
第91条第1項	猟銃等保管業届出書の受理			○	
第91条第2項	猟銃等保管業届出書記載事項変更届の受理			○	

	第91条第3項	猟銃等保管業届又は記載事項変更届に係る届出受理書の交付			○		
	第91条第4項	猟銃等保管業務廃止届の受理			○		
	第95条	使用実績報告書の徴収			○		
	第101条第1項	準空気銃製造業等届出書の受理			○		
	第101条第2項	準空気銃製造等届出書記載事項変更届の受理			○		
	第101条第3項	準空気銃製造等届又は記載事項変更届に係る届出受理書の交付			○		
	第101条第4項	準空気銃製造等事業廃止届の受理			○		
	第103条第2項	模造けん銃製造等届出書の受理			○		
	第103条第3項	模造けん銃製造等届出書記載事項変更届の受理			○		
	第103条第4項	模造けん銃製造等届及び記載事項変更届に係る届出受理書の交付			○		
	第103条第5項	模造けん銃製造等事業廃止届の受理			○		
	第104条第2項	模擬銃器製造等届出書記載事項変更届の受理、届出受理書の交付及び事業廃止届の受理			○		
	第117条	許可その他の行政処分等の台帳への登載及び整理			○		
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第4条第2項	距離又は区域の指定			○		
	第5条	危険区域の基準の設定（別表第2、第3、第3の2、第6、第9、第12）			○		
		構造設備の基準の設定（別表第4、第5、第7、第8、第10、第11）			○		
	第10条	指定射撃場指定申請書の受理			○		
	第12条	期間を指定する射撃場の指定			○		
	第13条	記載事項変更届出の受理			○		
技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年11月24日国家公安委員会規則第8号）	第5条	技能検定の中止			○		
猟銃安全指導委員規則（平成21年11月18日国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	活動区域の定め			○		
	第2条第2項	猟銃安全指導委員の氏名等の周知のための適切な措置			○	○	
	第8条	弁明の機会の通知及び弁明の聴取			○	○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	通報の受理			○		
警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	営業の認定（不認定を除く。）	○				
	第5条第1項	認定申請書の受理			○		
	第5条第2項	第3条各号に該当しない旨の通知及び認定証の交付			○		
	第5条第3項	第3条各号のいずれかに該当する旨の通知			○		
	第5条第5項	認定証の再交付申請書の受理				○	
		認定証の再交付				○	
第7条第1項	認定証の有効期間更新申請書の受				○		

	理				
第7条第2項	認定証の有効期間の更新	○			
第7条第3項	不更新の通知		○		
第9条	営業所設置等の届出書の受理			○	
第10条	廃止届出書の受理			○	
第11条第1項	変更届出書の受理			○	
第11条第2項	他の公安委員会に対する通知		○		
第11条第3項	認定証の書換え		○		
第11条第4項	変更届出書の受理			○	
第12条第1項	認定証の返納の受理			○	
第12条第2項	認定証の返納の受理			○	
第12条第3項	認定証返納に伴う届出書の受理			○	
第16条第2項	服装届出書の受理			○	
第16条第3項	服装変更届出書の受理			○	
第17条第2項	護身用具届出書及び護身用具変更届出書の受理			○	
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付及び警備員指導教育責任者講習の実施		○		
	警備員指導教育責任者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定	○			
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え		○		
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付		○		
第22条第7項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令		○		
第22条第8項	現任指導教育責任者講習の実施		○		
第23条第1項	検定の実施		○		
第23条第4項	合格証明書の交付		○		
第23条第5項	合格証明書の書換え、再交付及び返納命令		○		
第40条	機械警備業務の届出書の受理			○	
第41条	機械警備業務廃止等の届出書の受理			○	
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付及び機械警備業務管理者講習の実施		○		
	機械警備業務管理者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定	○			
第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の書換え、再交付及び返納命令		○		
第46条	業務に関する報告又は資料提出要求		○	○	
第47条第1項	立入検査の実施		○	○	
第47条第2項	身分証明書の交付		○	○	
第48条	警備業者に対する指示		○		
第50条第2項	聴聞通知及び公示		○		
第51条	医師の指定		○		

警備業法施行規則（昭和58年 総理府令第1号）	第4条第2項	指定する医師の診断を受けること の要求		○		
	第39条第3項	警備員指導教育責任者の兼任の承 認		○		
	第42条第1項	警備員指導教育責任者資格者証交 付申請書の受理			○	
	第43条第1項	警備員指導教育責任者資格者証書 換え申請書の受理			○	
	第43条第3項	警備員指導教育責任者資格者証再 交付申請書の受理			○	
	第44条第1項	警備員指導教育責任者資格者証等 の返納命令書の交付		○		
	第44条第2項	警備員指導教育責任者資格者証等 の返納の受理			○	
	第63条第1項	機械警備業務管理者資格者証交付 申請書、書換え申請書及び再交付 申請書の受理			○	
	第63条第2項	指定する医師の診断を受けること の要求		○		
警備員指導教育責任者及び機 械警備業務管理者に係る講習 等に関する規則（昭和58年国 家公安委員会規則第2号）	第2条	警備員指導教育責任者講習実施の 公示		○		
	第3条	受講資格の認定		○		
	第4条第1項	警備員指導教育責任者講習の受講 申込書の受理			○	
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証 明書の交付		○		
	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証 明書の再交付申請書の受理			○	
		警備員指導教育責任者講習修了証 明書の再交付		○		
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知		○		
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明 証の交付		○		
	第12条第2項	機械警備業務管理者講習修了証明 証の再交付申請書の受理			○	
		機械警備業務管理者講習修了証明 証の再交付		○		
	第13条	機械警備業務管理者講習の実施の 公示		○		
機械警備業務管理者講習の受講申 込書の受理				○		
警備員等の検定等に関する規 則（平成17年国家公安委員会 規則第20号）	第6条第3項	実技試験員の指定		○		
	第7条	検定実施の公示		○		
	第8条	1級検定の受検資格の認定		○		
	第9条第1項	検定申請書の受理			○	
	第10条	受検票の交付		○		
	第11条	成績証明書の交付		○		
	第12条第1項	成績証明書書換え申請書の受理及 び書換え			○	
	第12条第2項	成績証明書再交付申請書の受理			○	
成績証明書の再交付			○			



	第14条第1項	合格証明書の交付申請書の受理			○	
	第15条第1項	合格証明書書換え申請書の受理			○	
	第15条第3項	合格証明書再交付申請書の受理			○	
	附則第7条	検定合格者審査の実施		○		
	附則第9条	検定合格者審査実施の公示		○		
	附則第10条	審査申請書の受理			○	
警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）	第1条	基本教育を行う十分な能力を有する者の指定		○		
	第3条	業務別教育を行う十分な能力を有する者の指定		○		
機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年岩手県公安委員会規則第1号）	第1条	即応体制の整備の基準の特例申請の受理及び認定		○		
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	登録業務指定申請書の受理		○		
	第3条第1項	申請事項変更届出の受理		○		
	第3条第2項	変更承認申請書の受理及び変更の承認		○		
	第5条第1項	事業計画書等の受理		○		
	第5条第2項	事業報告書等の受理		○		
	第6条	登録業務に関する報告及び資料提出要求		○		
	第7条	登録業務の運営等に関する是正又は改善の勧告	○			
	第8条	登録業務の休廃止承認申請の受理及び承認		○		
	第10条	登録業務の休廃止に伴う登録業務に係る書類等の受理		○		
	第11条第1項	指定団体の名称及び住所の公示並びに変更の公示		○		
第11条第2項	登録業務の休廃止の公示及び指定取消しの公示		○			
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	特定物質の運搬届出の受理及び運搬証明書の交付		○		
	第17条第2項	特定物質の運搬届出に係る必要な指示		○		
	第17条第3項	指示内容の運搬証明書への記載		○		
	第32条第1項	報告の徴収		○		
	第33条第2項	立入検査員の指定及び立入検査		○	○	
	第33条第3項	身分証明書の発給		○	○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2	運搬証明書記載事項変更届出の受理及び書換え		○		
	第3条の3	運搬証明書再交付申請の受理及び再交付		○		
	第3条の4	運搬証明書の返納の受理		○		
	第3条の5	運搬届出の受理等並びに他の公安委員会に対する通知及び連絡		○		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付		○		
	第56条の27第2項	運搬に関する指示		○		
	第56条の27第3項	指示内容の運搬証明書への記載		○		

	第56条の30	報告の徴収		○	○	
	第56条の31第1項	立入検査員の指定及び立入検査		○	○	
	第56条の31第2項	身分証明書の交付		○	○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書の書換申請の受理及び書換え		○		
	第22条	運搬証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○		
	第23条	運搬証明書の返納の受理		○		
	第24条	運搬届出の受理等並びに他の公安委員会に対する通知及び連絡		○		
届出対象病原体等の運搬届出に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）	第1条第3項	やむを得ない場合の運搬届出書の提出日の決定		○		
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	アクセス管理者に対する援助の実施	○			
	第9条第2項	事例分析の実施の事務の委託	○			
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第1条第2項	アクセス管理者に対する援助に必要な書類等の提出要求	○			
青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例（平成13年岩手県条例第76号）	第3条第1項	利用カード販売所等の営業開始届出書の受理			○	
	第3条第2項	利用カード販売所等の営業廃止届出書の受理				○
		利用カード販売所等の届出事項の変更届出書の受理				○
	第10条第1項	利用カード販売所等に対する報告又は資料の提出要求			○	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	事業開始届出書の受理			○	
	第7条第2項	事業廃止届出書及び届出事項変更届出書の受理			○	
	第13条	インターネット異性紹介事業者に対する指示			○	
	第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	処分移送通知書の送付		○		
	第15条第2項	処分移送通知書の受理		○		
	第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示			○	
	第16条	インターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料の提出要求		○		
	第17条第1項	国家公安委員会への報告		○		
	第17条第2項	他の公安委員会への通報		○		
	第20条	登録誘引情報提供機関への情報提供		○		
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項	探偵業開始届出書の受理			○	
	第4条第2項	探偵業廃止届出書及び探偵業変更届出書の受理			○	
	第4条第3項	届出証明書の交付			○	
	第13条第1項	報告若しくは資料の提出要求又は		○	○	

		立入検査の実施				
	第13条第2項	身分証明書の交付		○	○	
	第14条	探偵業者等に対する指示			○	
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	第4条第2項	探偵業届出証明書再交付申請書の受理及び再交付			○	
	第4条第3項	発見又は回復した探偵業届出証明書の返納の受理				○
	第4条第4項	探偵業届出証明書返納の受理				○
警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則（平成24年岩手県公安委員会規則第2号）	第2条	警備業者又は探偵業者に係る行政処分の公表	○			
	第4条第1項	他の公安委員会からの通知による営業停止命令の公表	○			
	第4条第2項	他の公安委員会に対する通知		○		

別表第3（第2条関係）

## 刑事部関係専決事項

法令等名称	条 項	内 容	専決者			
			部 長	課 長	署 長	署課長
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第5条第2項	指定に係る意見聴取の通知及び公示		○		
	第6条第4項	確認の通知の受理（指定の要件に該当しない場合を除く。）	○			
	第7条第1項	指定の公示		○		
	第7条第3項	指定の通知		○		
	第7条第4項	公示事項の変更の公示	○			
	第8条第3項	指定の取消し	○			
	第8条第5項	確認の通知の受理（指定の要件に該当しない場合を除く。）	○			
	第13条	申出の受理及び援助の決定		○		
	第14条第1項	事業者に対する援助の決定		○		
	第14条第2項	責任者講習計画の決定	○			
		責任者講習の実施		○		
	第15条第4項	使用制限の標章の貼付け（仮の命令に係るものを除く。）		○		
	第15条第5項	使用制限の標章の取除き（仮の命令に係るものを除く。）		○		
	第15条の2第5項	特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章の貼付け		○		
	第15条の2第6項	特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章の取除き		○		
	第28条第1項	援護等の措置を行う旨の決定		○		
	第28条第2項	離脱者に対する援護に関する啓発		○		
	第28条第3項	離脱希望者の状況について都道府県暴力追放運動推進センターからの報告要求	○			
	第30条の11第3項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限の標章の貼付け（仮の命令に係るものを除く。）		○		
	第30条の11第4項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限の標章の取除き（仮の命令に係るものを除く。）		○		
	第33条第1項	報告、資料提出要求	○			
		立入り		○		
	第34条第2項	命令に係る意見聴取の通知及び公示		○		
第34条第4項	意見聴取への出頭及び意見の陳述の許可	○				
第36条第1項	活動状況等の報告		○			
第36条第3項	命令内容等の報告		○			
第36条第4項	官公署に対する協力要求	○				
第39条の2第2項	公示送達		○			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第14条第1項	相手方に対する援助の措置等		○		
	第15条	事業者に対する援助の措置		○		
	第16条第1項	被害回復アドバイザーによる事務の処理等		○		

	第17条第1項	責任者の選任届出の受理		○		
	第19条第1項	責任者講習の通知		○		
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の受理		○		
	第19条第3項	責任者講習受講修了書の交付		○		
	第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知		○		
	第25条第1項	社会復帰アドバイザーによる事務の処理等		○		
	第25条第2項	社会復帰アドバイザーによる啓発		○		
	第26条第1項	都道府県センターからの援護等の措置の連絡の受理		○		
	第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知		○		
	第34条	報告の聴取等	○			
	第35条第1項	提出資料目録の作成	○			
	第35条第2項	提出資料目録の写しの交付		○		
	第35条第3項	提出資料の返還		○		
	第38条	仮の命令に係る標章の取除き		○		
	第39条	指定等に係る照会及び回答		○		
	第40条第1項	命令等に係る照会及び回答		○		
	第40条第2項	命令等に係る書類等の送付		○		
	第41条第1項	他の公安委員会に対する必要な協力		○		
	第41条第2項	他の公安委員会に対する適切な措置		○		
	第46条	書類の送達		○		
	第47条第1項	郵送による送達		○		
	第47条第2項	信書便による送達		○		
	第47条第3項	送達記録の作成		○		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第9条第1項	代理人選任届出の受理		○		
	第10条第1項	補佐人の申請書の受理		○		
		補佐人の許可	○			
	第10条第2項	補佐人の許可通知		○		
	第11条	付き添いの勧告	○			
	第11条の2第1項	出頭及び意見の陳述の許可申請書の受理		○		
	第11条の2第2項	出頭及び意見の陳述の許可通知		○		
	第12条第1項	参考人の出席要求	○			
	第12条第2項	参考人の申出書の受理		○		
	第12条第3項	参考人の通知		○		
	第16条第1項	意見聴取の期日等の変更申請書の受理		○		
	第16条第3項	意見聴取の期日等の変更の通知及び公示		○		
	第17条第1項	陳述書の提出要求	○			
	第17条第2項	陳述書の受理		○		
	第23条第2項	意見聴取の続行の期日等の通知及び公示		○		
	第27条	証拠書類等提出資料の保管		○		
	第34条第2項	意見聴取期日以外における証拠調の通知		○		

	第38条	意見聴取の公示に伴う措置		○		
	第39条第1項	当事者変更に伴う措置	○			
	第39条第2項	当事者変更に伴う通知及び公示		○		
	第40条第2項	意見聴取の再開に伴う通知及び公示		○		
暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	指定の申請受理	○			
	第2条	指定の公示	○			
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理	○			
	第3条第2項	名称等の変更届出の公示	○			
	第3条第3項	変更内容の届出の受理	○			
	第8条第1項	相談事業開始の届出の受理	○			
	第8条第2項	相談事業開始届出の公示	○			
	第9条第1項	相談事業の休廃止の届出の受理	○			
	第9条第2項	相談事業再開届出の受理	○			
	第9条第3項	相談事業再開届出の公示	○			
	第12条第1項	事業計画書等の受理	○			
	第12条第2項	事業報告書等の受理	○			
	第12条第3項	資料提出の要求	○			
	第13条第1項	役員の解任勧告	○			
第13条第2項	暴力追放相談員の解任勧告	○				
	第14条第2項	指定取消しの公示		○		
不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号）	第4条第1項	登録申請の受理	○			
	第6条	登録証の交付	○			
	第8条第1項	登録更新申請の受理	○			
	第9条第1項	変更届出等の受理	○			
	第10条第1項	移転登録申請の受理	○			
	第11条	廃止の届出受理	○			
	第12条第2項	登録の取消しの通知		○		
	第13条	登録証の返納		○		
	第14条	登録機関に対する報告徴収	○			
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第8条第1項	特定事業者からの届出の受理		○		
	第8条第4項	届出事項の国家公安委員会への通知		○		
	第15条	特定事業者に対する報告又は資料の提出要求		○	○	
	第16条第1項	立入検査の実施		○	○	
	第16条第2項	身分証明書の発行		○	○	
	第17条	特定事業者に対する指導、助言及び勧告	○			
	第18条	特定事業者に対する是正命令	○			
岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）	第20条	説明又は資料の提出の要求	○			
岩手県暴力団排除条例施行規則（平成23年岩手県公安委員会規則第8号）	第3条第1項	説明・資料提出要求書の送達		○		
	第3条第2項	説明・資料提出書及び資料の受理		○		
	第4条第1項	口頭説明の聴取		○		
	第4条第2項	説明日時等変更申出書の受理		○		
	第4条第3項	口頭説明日時等の変更		○		
	第4条第4項	口頭説明日時等の決定の通知		○		
	第5条	勧告書の送達		○		
	第7条第1項	意見を述べる機会の付与の通知		○		

第7条第2項	申述書の提出要求		○		
第7条第3項	証拠書類等の受理		○		
第7条第5項	所在不明者に対する意見を述べる 機会の付与の公示		○		
第8条第1項	口頭意見の聴取		○		
第8条第2項	意見聴取日時等変更申出書の受理		○		
第8条第3項	意見聴取日時等の変更		○		
第8条第4項	意見聴取日時等の決定の通知		○		
第9条第3項	代理人選任届出書の受理		○		
第9条第4項	代理人資格喪失届出書の受理		○		

別表第4（第2条関係）

## 交通部関係専決事項

法令等名称	条 項	内 容	専決者			
			部 長	課 長	署 長	署課長
道路法（昭和27年法律第180号）	第95条の2第1項	道路管理者に対する意見の回答及び通知の受理		○		
	第95条の2第2項	道路管理者に対する意見の回答及び通知の受理		○		
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	知事に対する意見の回答		○		
	第4条第3項	市町村長に対する意見の回答		○		
	第4条第4項	通知の受理		○		
	第4条第5項	計画変更についての意見聴取に対する回答及び通知の受理		○		
	第5条第2項	地方公共団体の長に対する意見の回答		○		
車両制限令（昭和33年政令第265号）	第11条第2項	道路管理者に対する意見の回答		○		
自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）	第19条	国土交通大臣に対する意見の回答		○		
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	道路標識等の設置（年度規制計画に基づく第17条第5項第4号、第20条第2項、第20条の2第1項、第22条、第45条第1項、第46条及び第49条第1項の道路標識等による交通の規制であって、新たに区域、道路の区間又は場所を定めて行うものを除く。）	○			
		信号機及び道路標識等の管理			○	
	第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る指示		○		
	第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）	運送業務を監督する行政庁との協議		○		
	第45条の2第2項	高齢運転者等標章申請書の交付			○	
	第49条第1項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置	○			
		パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理			○	
	第49条第2項	時間制限駐車区間における駐車場の適正を確保するための措置		○		
	第49条第3項	パーキング・メーター等の事務の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			
	第51条の4第3項	標章取付けに係る報告の受理		○		
	第51条の4第4項	放置違反金の納付命令		○		
	第51条の4第6項	弁明の機会の付与の通知		○		
	第51条の4第7項	所在不明使用者に対する弁明の機会の付与の通知		○		
第51条の4第10項	公示による納付命令		○			
第51条の4第12項	納付命令をしない旨の通知及び仮納付に係る金額の返還		○			



第51条の4第13項	放置違反金の督促		○		
第51条の4第14項	滞納処分による放置違反金等の徴収	○			
第51条の4第16項	納付命令の取消し		○		
第51条の4第17項	納付命令の取消通知及び放置違反金等に相当する金額の還付		○		
第51条の5第1項	報告又は資料提出の要求		○		
第51条の5第2項	官庁等に対する照会及び協力要請		○		
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告		○		
第51条の8第4項	確認事務委託に係る申請法人の登録	○			
第51条の8第6項	確認事務委託に係る登録法人の更新	○			
第51条の9	登録法人に対する適合命令	○			
第51条の11第1項	登録法人に対する報告要求及び立入検査		○		
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付		○		
第58条の4	過積載車両に係る指示		○		
第59条第2項	けん引の許可			○	
第59条第3項	けん引許可証の交付			○	
第66条の2第1項	過労運転に係る指示		○		
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任届及び解任届の受理		○		
第74条の3第8項	安全運転管理者等に対する講習の通知		○		
第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	運送業務を監督する行政庁からの意見聴取		○		
第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示		○		
第75条第8項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	参考人又は関係人の出頭要求及び意見又は事情の聴取		○		
第75条第9項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	使用制限書の交付及び標章のはり付け			○	
第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	標章の除去申請の受理及び標章の取除き			○	
第75条の2の2第1項	安全運転管理者選任事業所の自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求		○		
第75条の2の2第2項	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求		○		
第75条の8第3項	高速自動車国道等における放置車両に係る指示		○		

第89条第1項	免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施		○	○	
第89条第2項	免許申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○		○
第89条第3項	検査の実施及び検査に合格した旨の書面の交付		○		
第90条第1項	免許（仮免許を除く。）の付与		○	○	
第90条第4項（同条第7項及び第14項において準用する場合を含む。）	通知、弁明の録取及び有利な証拠の受理		○	○	
第90条第8項	適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令		○		
第90条第9項	免許を受けることができない期間の指定		○		
第90条第10項	免許を受けることができない期間の指定		○		
第90条第11項	他の公安委員会に対する通知		○		
第90条の2第2項	講習未受講に係る免許の拒否		○		
第91条	自動車等の種類の限定並びに免許条件の付加及び変更		○	○	
第92条第1項	運転免許証の交付		○		○
第92条第2項	併記運転免許証の交付		○		○
第93条第1項	運転免許証への記載		○		○
第93条第2項	免許の条件に係る事項の記載		○		○
第93条の2	免許証への電磁的方法による記録		○		○
第94条第1項	記載事項変更届の受理及び免許証への記載		○		○
第94条第2項	免許証の再交付申請の受理及び免許証の再交付		○		○
第97条第1項	運転免許試験の方法		○		○
第97条の2第1項	運転免許試験の一部免除及び認知機能検査の実施		○		○
第97条の2第2項	運転免許試験の一部免除		○		
第97条の2第3項	運転免許試験の一部免除		○		○
第97条の3第1項	運転免許試験の停止、合格決定の取消し及び仮免許試験の停止		○	○	
第97条の3第2項	合格決定取消しの通知		○	○	
第97条の3第3項	運転免許試験の受験禁止		○		
第98条第3項（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する教習の態様に応じた指導又は助言		○		
第98条第4項（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）	自動車安全運転センターに対する届出自動車教習所職員研修等への配慮要請		○		
第98条第5項（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する報告又は資料の提出要求		○		

第99条の2第4項	技能検定員の資格審査の実施、同等以上の技能及び知識を有すると認められる者の認定及び資格者証の交付	○			
第99条の3第4項	教習指導員の資格審査の実施、同等以上の技能及び知識を有すると認められる者の認定及び資格者証の交付	○			
第99条の6第1項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する業務報告又は資料提出要求		○		
第100条の2第1項	再試験の実施		○		
第100条の2第2項	再試験の実施		○		
第100条の2第4項	再試験の通知		○		
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理		○		
第100条の3第1項	再試験移送通知書の送付		○		
第100条の3第2項	再試験移送通知書の受理及び再試験の実施		○		
第100条の3第3項	再試験の通知並びに試験移送通知書の送付及び受理		○		
第101条第1項	更新申請書及び質問票の受理		○		○
第101条第3項	更新連絡書の送付		○		
第101条第4項	更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○		○
第101条第5項	適性検査の実施		○		○
第101条第6項	免許証の更新		○		○
第101条の2第1項	特例更新申請書及び質問票の受理		○		○
第101条の2第2項	特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○		○
第101条の2第3項	特例更新申請者の適性検査の実施		○		○
第101条の2第4項	特例更新申請者の免許証の更新		○		○
第101条の2の2第1項	経由更新申請書の受理		○		
第101条の2の2第2項	経由更新適性検査の実施		○		
第101条の2の2第3項	住所地公安委員会に対する送付		○		
第101条の2の2第4項	住所地公安委員会に対する通知		○		
第101条の2の2第5項	適性検査の実施及び適性検査を受けるべき旨の通知		○		
第101条の3第2項	講習未受講者に対する更新の拒否		○	○	
第101条の4第2項	認知機能検査の実施		○		
第101条の4第3項	高齢者講習及び認知機能検査に関する通知の送付		○		
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収		○	○	
第101条の6第1項	診察の結果の受理		○	○	
第101条の6第2項	免許を受けた者であるかどうかについての確認に対する回答		○		
第101条の6第4項	居住地公安委員会に対する通知		○		
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施		○		

第101条の7第2項	臨時認知機能検査に係る通知		○		
第101条の7第3項	臨時認知機能検査に係るやむを得ない理由の認定		○		
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施		○		
第101条の7第5項	臨時高齢者講習に係る通知		○		
第101条の7第6項	臨時高齢者講習に係るやむを得ない理由の認定		○		
第102条第1項	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令		○		
第102条第2項	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令		○		
第102条第3項	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令		○		
第102条第4項	臨時適性検査の実施		○		
第102条第5項	臨時適性検査の実施		○		
第102条第6項	臨時適性検査実施の通知		○		
第102条第7項	医師の診断書の受理		○		
第102条の2	違反者講習に係るやむを得ない理由の認定		○		
第103条第3項	処分移送通知書の送付		○		
第103条第6項	適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令		○		
第103条第7項	欠格期間の指定		○		
第103条第8項	欠格期間の指定		○		
第103条第9項	他の公安委員会に対する通知		○		
第103条の2第4項	仮停止通知書及び提出免許証の受理		○		
第103条の2第5項	仮停止通知書等の送付		○		
第104条第1項	意見の聴取の通知及び公示		○		
第104条第3項	参考人等の出頭要求	○			
第104条の2第2項	聴聞の通知及び公示		○		
第104条の2の2第1項	再試験不合格者の取消し		○		
第104条の2の2第2項	再試験を受けない者の取消し		○		
第104条の2の2第3項	他の公安委員会に対する処分移送通知の送付		○		
第104条の2の2第4項	処分移送通知書の執行		○		
第104条の2の2第6項	再試験に係る取消しの聴聞の通知及び公示		○		
第104条の2の2第7項	他の公安委員会に対する通知		○		
第104条の2の3第5項	処分移送通知書の送付及び他の公安委員会に対する通知		○		
第104条の2の3第7項	聴聞の通知及び公示		○		
第104条の2の3第8項	処分移送通知書の送付		○		
第104条の3第1項	処分書の交付		○		
第104条の3第4項	保管運転免許証の受理		○		

第104条の3第5項	保管運転免許証の返還		○		
第104条の4第1項	免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理		○	○	
第104条の4第2項	申請に係る免許の取消し		○	○	
第104条の4第3項	申請に係る免許の付与		○		
第104条の4第5項	運転経歴証明書の交付申請の受理		○		○
第104条の4第6項	運転経歴証明書の交付		○		○
第106条	国家公安委員会への報告		○		
第107条第1項	返納運転免許証の受理		○		○
第107条第2項	他の種類の免許に係る免許証の交付		○		○
第107条第3項	提出運転免許証の受理		○		○
第107条第4項	提出運転免許証の返還		○		○
第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収		○	○	
第107条の4第1項	臨時適性検査の実施及び期日等の通知		○		
第107条の4第3項	身体条件に応じた必要な措置		○		
第107条の5第1項	運転の禁止（90日未満のものに限る。）		○		
第107条の5第3項	運転の禁止の期間の短縮		○		
第107条の5第4項	意見の聴取等の通知及び公示		○		
第107条の5第5項	提出された国際運転免許証等の受理		○		
第107条の5第6項	国際運転免許証等の返還請求の受理及び返還		○		
第107条の5第7項	提出された国際運転免許証等の受理		○		
第107条の5第8項	国際運転免許証等の処分事項の記載		○		
第107条の5第9項	処分移送通知書の送付等		○		
第107条の6	運転禁止処分等の国家公安委員会に対する報告		○		
第107条の7第2項	国外運転免許証の交付申請書の受理		○		
第107条の7第3項	国外運転免許証の交付		○		
第107条の10第1項	国外運転免許証の返納の受理		○		○
第107条の10第2項	提出国外運転免許証の受理		○		○
第107条の10第3項	提出国外運転免許証の返還		○		○
第108条第1項	免許関係事務の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			
第108条の2第1項	講習の実施		○	○	
第108条の2第2項	運転者に対する講習の実施		○	○	
第108条の2第3項	講習の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			
第108条の3第1項	初心運転者講習に係る通知		○		
第108条の3第2項	初心運転者講習に係るやむを得ない理由の認定		○		
第108条の3の2	違反者講習に係る通知		○		
第108条の3の3第1項	講習通知事務の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			

	第108条の3の4	自転車運転者講習の受講命令		○		
	第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令等の報告		○		
	第108条の4第2項	特定講習を行おうとする者からの申請の受理		○		
	第108条の5第3項	運転適性指導員及び運転習熟指導員の解任命令	○			
	第108条の6第1項	講習業務規程の認可		○		
	第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督上必要な命令（新任運転適性指導員に対する実務実習に係る命令に限る。）		○		
	第108条の9	指定講習機関に対する検査の実施及び報告又は資料の提出要求		○		
	第108条の26第1項	情報の提供、助言、指導その他必要な措置		○		
	第108条の26第2項	地方公共団体の長に対する情報の提供その他必要な措置		○		
	第108条の30第3項	意見の申出の受理		○		
	第108条の32の2第2項	運転免許取得者教育の認定の公示		○		
	第108条の34	監督行政庁及び使用者に対する通知		○	○	
	第109条の2第1項	交通情報の提供		○	○	
	第109条の2第2項	交通情報の提供に係る事務の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			
	第110条の2第1項	交通公害に関する知事、その他地方公共団体の長に対する資料の提供の要求	○			
	第110条の2第2項	通行禁止に関する知事、関係行政機関の長からの意見の聴取	○			
	第110条の2第3項	交通規制に関する道路管理者からの意見の聴取又は規制の通知		○	○	
	第110条の2第4項	高速自動車国道等の管理者との協議及び通知	○			
	第110条の2第5項	地方公共団体の意見聴取及び通知		○		
	第110条の2第6項	時間制限駐車区間を指定する場合の地方公共団体の意見の聴取		○		
	第110条の2第7項	パーキング・メーター等の設置時の意見聴取		○		
	第111条第1項	交通量等の調査		○		
	第111条第3項	道路管理者又は関係行政庁に対する通知		○		
	第114条の5	自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行の禁止又は制限		○		
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第10条	路線バス等の範囲指定		○		
	第13条第1項	緊急自動車の届出の受理及び指定		○		
	第14条の2	道路維持作業用自動車の届出の受理及び指定		○		
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の2	高齢運転者等標章申請書の受理			○	
	第6条の3の3	高齢運転者等標章記載事項変更届			○	

	の受理				
第6条の3の4	高齢運転者等標章再交付申請書の受理			○	
第6条の3の5	再交付を受けた後に発見又は回復したことによる高齢運転者等標章の返納受理			○	
第6条の8	パーキング・メーターの管理等の委託	○			
第9条の9	安全運転管理者等に関する資格認定		○		
第15条の2	緊急自動車の運転資格の審査		○		
第18条の4第1項	専門的知識を有すると認める医師の認定		○		
第18条の5	限定解除審査申請書の受理		○		
第22条第1項	運転免許試験場等の指定	○			
第22条第2項	受験の日時又は場所の指定		○	○	
第22条第3項	新たな受験日時の指定		○	○	
第24条第7項	運転免許試験車の指定		○		
第24条第8項	技能試験官の指定	○			
第28条	運転免許試験成績証明書の交付		○		
第28条の2	再試験に係る試験場、受験の日時又は場所、新たな受験の日時、試験用自動車及び技能試験官の指定		○		
第29条の2の4第4項	臨時認知機能検査に係るやむを得ない理由を証する書類の受理		○		
第29条の2の5第4項	臨時高齢者講習に係るやむを得ない理由を証する書類の受理		○		
第29条の3第2項	専門的知識を有すると認める医師の認定		○		
第29条の5第1項	専門的知識を有すると認める医師の認定		○		
第30条の9第4項	申請による運転免許取消しの通知		○	○	
第30条の12第1項	記載事項変更届の受理及び運転経歴証明書への記載		○		○
第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付申請の受理及び運転経歴証明書の再発行		○		○
第30条の14	返納運転経歴証明書の受理		○		○
第31条の4の2	免許関係事務の委託	○			
第31条の4の4	免許事務委託法人の公示	○			
第31条の5第1項	自動車教習所の届出書の受理		○		
第31条の5第3項	届出自動車教習所の廃止又は届出事項変更届の受理		○		
第31条の6第1項	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する職員、教習設備、教習科目、時間及び方法に関する報告書の提出要求		○		
第31条の6第2項	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な報告又は資料の提出要求		○		
第33条第7項	応急救護処置の指導能力を有する者の認定		○		

	第35条	指定自動車教習所の指定申請書の受理		○		
	第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届出の受理		○		
	第37条第1項	指定自動車教習所の指定書の交付及び指定取消通知書による通知		○		
	第37条第2項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する措置、監督命令書の交付		○		
	第37条第3項	卒業証明書、修了証明書の発行禁止処分又は処分期間延長処分通知書による通知		○		
	第38条第15項	指定自動車教習所職員講習通知等の送付		○		
	第38条第16項	大型車、中型車、準中型車、普通車、大型二輪車、普通二輪車、原付、大型旅客車、中型旅客車、普通旅客車、応急救護処置(一)(二)及び高齢者の各講習終了証明書の交付		○		
	第38条の2	講習終了証明書の交付		○		
	第38条の3	講習の委託	○			
	第38条の4の2第3項	違反者講習に係るやむを得ない理由を証する書類の受理		○		
	第38条の4の3	講習通知事務の委託	○			
	第38条の4の6第1項	認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対する定期的報告書の提出要求		○		
	第38条の4の6第2項	認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対する必要な報告又は資料の提出要求		○		
指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号)	第2条第1項	指定講習機関指定申請書の受理		○		
	第3条	指定の公示	○			
	第4条第1項	指定講習機関の名称等の変更届の受理		○		
	第4条第2項	名称等の変更の公示	○			
	第4条第3項	指定講習機関の内容等の変更届の受理		○		
	第5条	指定講習機関の運転適性指導員の審査	○			
	第7条	指定講習機関の運転習熟指導員の審査	○			
	第9条第1項	講習業務規程の認可の申請書の受理		○		
	第9条第2項	講習業務規程の変更認可の申請書の受理		○		
	第11条	講習結果報告書の受理		○		
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理		○		
	第14条第1項	特定講習の休止又は廃止の申請書の受理		○		
	第14条第2項	講習の休廃止の許可の公示	○			



	第16条	特定講習の業務の引継ぎ		○		
	第17条	特定講習指導員の指名		○		
	第18条第1項	指定講習機関との連絡		○		
	第18条第2項	指定講習機関に対する配慮		○		
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）	第1条第2項	地域交通安全活動推進委員委嘱時の指名及び連絡先の周知措置		○		
	第6条	身分証明書の交付		○		
	第8条第1項	地域交通安全活動推進委員に対する講習の実施		○		
	第8条第2項	講習実施の委託（予算の執行に関する事務を除く。）	○			
	第9条	地域交通安全活動推進委員に対する指導		○		
	第10条	弁明の機会の付与等の通知及び弁明の聴取		○		
	第14条	協議会に対する報告又は資料の提出要求		○		
	第15条	協議会に対する運営改善の勧告	○			
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	教習課程の指定申請書の受理		○		
	第3条	教習課程指定書の交付		○		
	第4条	指定申請書に添付する書類の記載事項変更届の受理		○		
	第7条	報告又は資料の提出要求		○		
	第8条第2項	指定取消し通知書の通知		○		
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第2条	技能検定員審査実施の公示		○		
	第3条第1項	技能検定員審査申請書の受理		○		
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付		○		
	第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○		
	第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理		○		
	第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付		○		
	第8条第2項	技能検定員資格者証記載事項書換え申請書の受理及び書換え		○		
	第9条第1項	技能検定員資格者証の返納命令書の交付		○		
	第9条第2項	返納技能検定員資格者証の受理		○		
	第10条第2項	教習指導員審査実施の公示		○		
	第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理		○		
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付		○		
	第13条第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○		
	第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理		○		
	第16条第1項	教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付並びに書換え申請書の受理及び書換え		○		
第16条第2項	教習指導員資格者証の返納命令書の交付及び返納教習指導員資格者証の受理		○			

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	チャレンジ講習受講結果の確認及び確認書の交付		○		
	第4条第2項	認知機能検査の実施に関する審査及び講習の実施		○		
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条	主宰者の指名	○			
	第4条第2項	主宰者の再指名		○		
	第5条第1項	代理人委任書の受理		○		
	第5条第2項	代理人資格喪失の届出の受理		○		
	第6条第1項	補佐人に関する書面の受理		○		
	第6条第2項	補佐人の出頭許可	○			
	第6条第3項	補佐人の出頭許可の通知		○		
	第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更を求める書面の受理		○		
	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示		○		
	第14条第2項	弁明録取者の指名		○		
	第17条第1項	代理人委任書面の受理、代理人資格喪失の届出の受理		○		
	第17条第2項	補佐人に関する書面の受理、弁明の日時又は場所の変更		○		
交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	県交通安全活動推進センター指定申請書の受理		○		
	第2条	名称等の公示		○		
	第3条第1項	名称等の変更届の受理		○		
	第3条第2項	名称等の変更の公示		○		
	第3条第3項	指定申請書添付書類の変更届の受理		○		
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○		
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理		○		
	第7条第3項	報告又は資料の提出要求		○		
第9条	指定取消しの公示		○			
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	運転免許取得者教育に関し教習指導員等と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者の認定	○			
	第5条第1項	運転免許取得者教育の認定申請書の受理		○		
	第7条第1項	運転免許取得者教育の認定を受けて行う者の名称等の変更届の受理		○		
	第7条第2項	名称等の変更の公示		○		
	第7条第3項	運転免許取得者教育の認定申請書添付書類変更届の受理		○		
	第12条	認定取消しの公示		○		
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項	登録申請の受理		○		
	第2条第3項	更新申請の受理		○		
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示		○		
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習受講申込みの受理		○		
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施		○		
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付		○		
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書		○		

		の再交付申請の受理				
	第10条第1項	駐車監視員資格者講習修了者と同 等以上の知識及び能力を有する者 の認定		○		
	第10条第2項	認定申請の受理		○		
	第10条第4項	認定書の交付		○		
	第10条第5項	認定書の再交付		○		
	第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申請の 受理		○		
	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え申請 の受理及び書換え		○		
	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付申請 の受理及び再交付		○		
	第14条第1項及び第 2項	返納命令書の交付及び返納命令に 係る駐車監視員資格者証の受理		○		
岩手県道路交通法施行細則 (昭和35年岩手県公安委員会 規則第10号)	第5条の2第1項	駐車禁止・時間制限駐車区間規制 除外指定車標章交付申請書の受理			○	
	第5条の2第3項	駐車禁止・時間制限駐車区間規制 除外指定車標章の交付			○	
	第5条の2第7項	標章の返納命令			○	
	第5条の2第8項	標章の返納の受理			○	
	第9条第2項	緊急自動車指定証の交付		○		
	第9条第4項	緊急自動車指定証記載事項変更届 の受理			○	
	第9条第5項	緊急自動車指定証再交付申請書の 受理			○	
	第9条第6項	緊急自動車指定証返納届の受理		○		
	第9条の2	道路維持作業用自動車の指定証の 交付及び返納届の受理		○		
		道路維持作業用自動車の指定証の 記載事項変更届及び再交付申請書 の受理			○	
	第9条の3第2項	緊急自動車届出確認証の交付		○		
	第9条の3第4項	緊急自動車届出確認証記載事項変 更届出の受理			○	
	第9条の3第5項	緊急自動車届出確認証再交付申請 書の受理			○	
	第9条の3第6項	緊急自動車届出確認証返納届の受 理		○		
		道路維持作業用自動車の届出確認 証の交付及び返納届の受理		○		
	第9条の4	道路維持作業用自動車の届出確認 証の記載事項変更届及び再交付申 請書の受理			○	
		道路維持作業用自動車の届出確認 証の記載事項変更届及び再交付申 請書の受理			○	
	第10条の2の4第1 項	提出物目録の作成		○		
	第10条の2の4第2 項	提出物目録写しの交付		○		
	第10条の2の4第3 項	提出物の返還		○		
第16条第1項	安全運転管理者証の交付		○			

	第16条第2項	副安全運転管理者証の交付		○		
	第17条	解任命令書の交付		○		
	第18条第1項	教習の実施		○		
	第18条第4項	教習修了証明書の交付		○		
	第19条第3項	安全運転管理者等資格認定証の交付		○		
	第20条	安全運転管理者等届出事項変更届の受理		○		
	第37条の8第2項	認知機能検査員講習終了証明書の交付		○		
道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程（昭和47年岩手県公安委員会規程第1号）	第17条第1項	講習指導員等資格審査申請書の受理		○		
	第17条第2項	資格者証の交付	○			
	第18条	講習等実施結果報告書の受理		○		
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	歩行者又は車両の通行の禁止又は制限		○	○	
	第76条	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限		○		
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項	禁止又は制限の対象等の標示の設置		○	○	
	第20条の2第2項	回り道の明示		○	○	
	第20条の2第3項	道路管理者の意見の聴取		○	○	
	第20条の2第4項	関係公安委員会に対する事前通知		○		
	第20条の2第5項	禁止又は制限に関する事前広報		○	○	
	第32条第1項	禁止又は制限の対象等の標示の設置		○		
	第32条第2項	道路管理者に対する通知		○		
	第32条第3項	他の公安委員会に対する通知		○		
	第33条第1項	緊急通行車両であることの確認		○	○	
	第33条第2項	標章及び証明書の交付		○	○	
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	保管場所が確保されていないおそれがある自動車に係る通知の受理		○		
	第9条第1項	運行供用の制限命令		○		
	第9条第2項	制限命令に係る文書の通知及び標章のはり付け		○	○	
	第9条第3項	保管場所の確保に係る申告の受理		○	○	
	第9条第4項	保管場所の確認		○	○	
	第9条第5項	確認通知及び標章の取り除き		○	○	
	第10条第2項	聴聞の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示		○		
	第12条	報告又は資料の提出要求		○		○
	第13条第2項	運送事業用自動車に係る通知		○		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第4条	営業の認定	○			
	第5条第1項	認定申請書の受理			○	
	第5条第2項	第3条各号に該当しない旨の通知及び認定書の交付		○		
	第5条第3項	第3条各号のいずれかに該当する旨の通知書の交付		○		
	第5条第4項	認定及び認定拒否処分に係る国土交通大臣との協議		○		
	第5条第5項	認定書の再交付申請書の受理			○	

		認定証の再交付		○		
	第7条第2項	認定の取消し処分に係る国土交通大臣との協議		○		
	第8条第1項	変更届出書の受理				○
		変更届出内容の審査		○		
	第8条第2項	変更内容の国土交通大臣への通知		○		
	第8条第3項	認定証の書換え申請書の受理			○	
		認定証の書換え交付		○		
	第9条第1項及び第2項	認定証の返納の受理				○
	第9条第3項	認定証の返納についての国土交通大臣への通知		○		
	第21条第1項	業務に関する報告又は資料の提出要求及び立入検査			○	
	第22条第1項	業者に対する指示		○		
		国土交通大臣に対する指示処分をした旨の通知		○		
	第22条第2項	国土交通大臣が行った指示処分についての通知の受理		○		
	第23条第2項	国土交通大臣からの営業停止命令要請の受理		○		
	第23条第3項	営業停止命令を行う際の国土交通大臣との協議		○		
	第24条第2項	営業廃止命令を行う際の国土交通大臣との協議		○		
	第25条第1項	処分移送通知書の送付		○		
	第25条第2項	処分移送通知書の受理		○		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第2項	歩行者又は車両の通行の禁止又は制限		○	○	
	第155条第1項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限		○		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第6条	通行の禁止又は制限の手續		○	○	
	第39条	交通の規制の手續等		○	○	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成	○			
		交通安全特定事業の実施		○		
	第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	関係市町村及び道路管理者からの意見の聴取		○		
第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画の公表	○				
	関係市町村及び道路管理者に対する交通安全特定事業計画の送付		○			
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）	地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議	○			
	第5条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）	地域公共交通総合連携計画の受理		○		
	第6条第1項	協議会に関する事務	○			
	第8条第3項（同条	軌道運送高度化事業を実施しよう	○			

	第6項において準用する場合を含む。)	とする者に対する意見の回答				
	第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。)	軌道運送高度化実施計画の受理		○		
	第13条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。)	道路運送高度化事業を実施しようとする者に対する意見の回答	○			
	第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。)	道路運送高度化実施計画の受理		○		
	第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。)	国土交通大臣に対する意見の回答	○			
	第21条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。)	乗継円滑化事業を実施しようとする者に対する意見の回答	○			
	第21条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。)	乗継円滑化実施計画の受理		○		
	第22条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。)	国土交通大臣に対する意見の回答	○			
	第30条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。)	国土交通大臣に対する意見の回答	○			
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府・国土交通省令第2号）	第1条	意見を求める旨の通知		○		
	第4条（第5条において準用する場合を含む。)	処分の通知の受理		○		
警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則（平成24年岩手県公安委員会規則第2号）	第2条	自動車運転代行業者に係る行政処分の公表	○			

別表第5（第2条関係）

## 警備部関係専決事項

法令等名称	条 項	内 容	専決者			
			部 長	課 長	署 長	署課長
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年岩手県条例第34号）	第1条第2項	集会届の受理		○	○	
		集団行進、集団示威運動の許可申請の受理及び許可	○			
	第3条第2項	許可条件の付与	○			
	第3条第3項	写しの送付		○	○	
	第3条第4項	許可の取消し及び条件の変更	○			
	第3条第5項	県議会への報告	○			
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第8条第3項	通報の受理	○			